

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させないために、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和6年5月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号。以下「高確法」という。)等に基づき、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約により、被保険者の資格管理に関する事務及び届出の受理、被保険者証及び資格証明書の引渡し並びに返還の受付、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡しなどの事務を実施する。高確法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次のとおり取り扱う。 1 被保険者資格の取得・異動等に関する事務 2 医療保険の給付に関する事務 3 保険料の賦課・徴収に関する事務 4 保険料の滞納処分等に関する事務
③システムの名称	1 後期高齢者医療システム 2 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) 3 宛名管理システム 4 滞納管理システム 5 中間サーバー、中間サーバーコネクタ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)後期高齢者医療関係情報ファイル (2)滞納管理システム関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条(利用範囲)別表第一の59の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の82の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市 総務部行政総務課情報公開・法制係 電話(046)225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市 市民福祉部国保年金課長寿医療係 電話(046)225-2223(直通)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市総務部文書法制課情報公開係	〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市 総務部行政総務課情報公開係 電話(046)225-2287	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	厚木市市民健康部国保年金課長寿医療係	〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市 市民健康部国保年金課長寿医療係 電話 (046)225-2223(直通)	事後	郵便番号、住所、電話番号の入力漏れであり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署	年金・長寿担当課長 常田 真一郎	年金・長寿担当課長 笠井 義昭	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	年金・長寿担当課長 笠井 義昭	年金・長寿担当課長	事後	様式の変更に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	IV リスク対策	項目なし	項目追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月19日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	年金・長寿担当課長	国保年金課長	事後	所掌事務の見直しに伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年6月15日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	事後	係の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	II しきい値判断項目 1 対象人数 対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	II しきい値判断項目 1 対象人数 時点	平成27年6月1日	令和3年1月1日	事後	見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 時点	平成27年6月1日	令和3年1月1日	事後	見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	IV リスク対策 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	見直しによる修正であり、重要な変更には該当しない。
令和5年1月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	-	「5 中間サーバー、中間サーバーコネクタ」を追記	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	実施しない	実施する	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令根拠	-	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の82の項	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	II しきい値判断項目 1 対象人数 時点	令和3年1月1日	令和4年11月1日	事後	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 時点	令和3年1月1日	令和4年11月1日	事後	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	III リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和6年5月7日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署	市民健康部国保年金課	市民福祉部国保年金課	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年5月7日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市 市民健康部国保年金課長寿医療係 電話 (046)225-2223(直通)	〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市 市民福祉部国保年金課長寿医療係 電話 (046)225-2223(直通)	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。